

議員提出議案第 8 号

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 7 月 22 日

提出者 立川市議会議員 中山ひと美  
福島正美  
伊藤大輔  
上條彰一

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

立川市議会委員会条例（昭和31年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(議会運営委員会の設置及び委員定数)</p> <p>第3条の2 ……略……</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>3 ……略……</p>	<p>(議会運営委員会の設置及び委員定数)</p> <p>第3条の2 ……略……</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p> <p>3 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。